

1 検 査 率 分 類 表

事業主体別	区 分	総 額		机 上		実 査		比 率				
		個所数 (A)	金 額 (B)	個所数 (C)	金 額 (D)	個所数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B	
都道府県	被害報告	17,850	1,411,936,622									
	申請 (M)	17,426	1,311,426,453	8,888	120,191,924	8,538	1,191,234,529	51.0	9.2	49.0	90.8	
	決定 (N)	17,412	1,260,316,278	8,878	114,401,275	8,534	1,145,915,003	51.0	9.1	49.0	90.9	
	比率 (N/M)	99.9	96.1	99.9	95.2	100.0	96.2					
市町村	被害報告	20,620	628,892,082									
	申請 (M)	19,513	471,932,518	13,776	113,837,773	5,737	358,094,745	70.6	24.1	29.4	75.9	
	決定 (N)	19,497	456,336,871	13,766	110,486,472	5,731	345,850,399	70.6	24.2	29.4	75.8	
	比率 (N/M)	99.9	96.7	99.9	97.1	99.9	96.6					
計	被害報告	38,470	2,040,828,704									
	申請 (M)	36,939	1,783,358,971	22,664	234,029,697	14,275	1,549,329,274	61.4	13.1	38.6	86.9	
	決定 (N)	36,909	1,716,653,149	22,644	224,887,747	14,265	1,491,765,402	61.4	13.1	38.6	86.9	
	比率 (N/M)	99.9	96.3	99.9	96.1	99.9	96.3					

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
 2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
 3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」とは遠隔地等で直接現場を調査できないため、机上で資料により決定したものである。
 4、都道府県の被害報告は、代行法に基づき行った国による代行分を含まない。